

2020年度 公益財団法人柿田川みどりのトラスト事業計画書

1. トラスト事業（公1）

（定款第4条(1) 柿田川湧水群流域の土地等の取得、借上げ及び管理）

（1）土地の買収、借上げ計画

ア. 買収

新規買収に向けて折衝継続

イ. 借上げ

対 象 地	単価（円/㎡）	面積(㎡)	状況
清水町柿田字柿添 51-1,52-2/3,53-1	166	905	継続

（2）トラスト及びその他の公益事業推進のための募金活動

ア. 寄附金の受付

- ・領収書及び礼状、新聞の発送
- ・寄附者名簿の作成
- ・寄附状況の集計及び公表（毎月1回）

イ. 街頭募金活動

柿田川公園にて年10回実施予定

2. 環境保全事業（公2）

（定款第4条(2) 柿田川湧水群及び流域の環境保全活動）

（1）種の保存活動

ア. ミシマバイカモの保存

- ・アシ及びオオカワヂシャ及びノハカタカラクサ等の除去

昨年度は4月から10月迄、月2回実施した。その結果、オオカワヂシャやアシの増加を抑制できているので、今年も生育が速い時期には月2回実施する予定。

ミシマバイカモの生育の為に日照を阻害するアシ及びオオカワヂシャ等の除去を年16回程度実施予定(4月,5月,6月,7月,8月,9月,10月,11月,12月,3月)

- ・ミシマバイカモの移植

上流部の生育状況を見て、ミシマバイカモの種を上流部へ適宜移植する。

イ. ナガエミクリの保存

- ・ナガエミクリの日照確保

ナガエミクリ生育個所近辺の樹木が繁茂してナガエミクリの日照を阻害している個所に
関して、枝を切り、ナガエミクリの日照時間を確保し、生育面積の増大を図る。

・ナガエミクリの保存

小学校教材園協のナガエミクリは PTA により伐採されないよう、学校に働きかけ、ナガエミクリの保存に協力してもらう。

・ナガエミクリの移植

生育面積が前年より増加した場合には一部を上中流部に移植し生育面積増大を図る。

ウ. ホトケドジョウ、トンボ類、ホタル類等の希少生物のための環境整備（ビオトープ）

以前、上記生物達が多数生息していた区域を中心に、生息しやすい様に生息環境の整備を行う。ビオトープは現在 3 区画あるが、下流部に拡張する。

エ. アユ産卵の環境整備

アユの産卵床を産卵が始まる前（10 月まで）に整備する。

(2) 柿田橋周辺の環境美化保全活動 年 2 回実施（8 月、3 月）

(3) 清水町よりの受託事業

柿田川監視員として柿田川流域をパトロール活動（随時）

(4) 柿田川周辺の巡視活動 随時実施（週数回）

(5) 標識・看板等の維持・管理 標識 柵、杭等

従来の買上げ地に付けた番号を記した看板の設置を検討する。

(6) 買上げ地の整備

3. 調査研究及び情報収集事業（公 3）

（定款第 4 条(3) 柿田川湧水群及び流域の自然環境保全及び調査研究並びに情報の収集）

(1) 柿田川の水質調査 年 4 回実施（4 月、7 月、10 月、1 月）他、随時実施

(2) 動植物調査、その他一般調査の実施

アオハダトンボ 2 回(5 月、8 月)、ミシマバイカモ 1 回、ナガエミクリ 1 回、産卵アユ 3 回、その他、月に約 1 回

(3) (社) 日本ナショナルトラスト協会第 38 回全国大会への参加

同大会への参加は当会で複数名の予定

(4) 柿田川生態系研究会(国土交通省主催)への参加

4. 普及啓発事業（公4）

（定款第4条(4) 柿田川湧水群及び流域の良好な自然環境及びその保全活動に関する普及啓発）

（1）自然観察会の開催

自然観察会の実施 年6回実施（4月,7月,8月(2回),12月,2月）各30～100名

（2）研修会（学習会）の開催 年1回開催

ナショナルトラスト活動を行ううえで参考になりそうな場所、組織、団体、景観などを訪ねて、研修を行う。または講師を招いて講演会を行う。

（3）ライブラリーの整備

スライドフィルムのデジタル化

ビデオ/DVD/CD 10本

写真、パネル 10枚

書籍 10冊

（4）普及啓発誌の発行

ア. 「柿田川だより」の発行 年3回発行（4月、7月、10月）

各700部、配布先…賛助会員、友好団体、関係官庁、学校、図書館等

イ. 新聞「柿田川」の発行 年1回発行（1月） 7,000部

配布先…賛助会員、地域住民、友好団体、自然観察会参加者、
街頭募金者、関係官庁、学校、図書館等

（5）図画映像の制作・普及

ア. DVDの制作・普及

DVD第2版の作成を行う。

イ. 絵葉書（「清流柿田川」等）の普及(販売)

「清流柿田川」、「柿田川と四季の富士山」の普及(販売)を行う。

デジタル化に向けて、新規作成の準備を行う。

（6）説明板の設置・補修

2020年度は、説明板の補修は不要につき、予定なし。

（7）インターネット上の柿田川ホームページ拡充

（8）フェイスブックページの拡充

5. 湧水量及び流量の維持向上事業（公5）

(定款第4条(5) 柿田川湧水群の湧水量及び流量の維持向上)

(1) 柿田川の流量調査 年2回実施(8月、3月)

人的ネック等により測定が中断することが無い様に、対策を検討する。

(2) 水源地植樹

ア. 「柿田川・東富士の地下水を守る連絡会」の活動への参加

イ. 柿田川地下水源の涵養林育成

- ・竹支柱作り(1月)
- ・苗木の根巻き(2月、3月)
- ・苗上げ(3月)、地ごしらえ(3月)
- ・植樹 4月29日
- ・既存の植樹地の保全(鹿食害対策)(9月)。
- ・富士山麓に植える苗木を育てる為のドングリ拾い(10月)。

6. 行政・他団体との協力・連携事業(公6)

(定款第4条(6) 行政及び他団体との協力及び連携)

(1) 国土交通省との共同事業

- ・国土交通省(沼津河川国道事務所)との連絡会 年2回(春、秋)
- ・柿田川自然再生計画の推進・実施(令和2年度まで)
柿田川自然再生検討会(国土交通省主催)への参加(年2回)

(2) 清水町柿田川公園検討委員会等への参画

7. その他目的を達成するために必要な事業

(定款第4条(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業)

(1) トラストに対する税制優遇の推進

トラストへの土地売却者に対する公共用地並み税制優遇措置を推進し、
トラストの土地購入促進を図る。

8. 法人管理

- (1) 賛助会員募集強化
- (2) 評議員会・理事会の開催
- (3) 事業計画書・予算、事業報告書・決算の作成
- (4) 行政庁への報告・届出書の作成

以上